

鍊成館及び津島市立図書館自動販売機の設置に係る募集要領

津島市有施設における自動販売機（飲料）の設置・運営を行う事業者を募集します。

貸付料率の一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望する方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知のうえ、お申込みください。

1 募集物件

所 在	津島市中一色町中山 26 番地
設置場所	鍊成館 1 階（別紙 1 のとおり）
設置台数	2 台 ※使用済み容器の回収ボックスを含む。

所 在	津島市老松町 1 番地 1
設置場所	津島市立図書館 1 階（別紙 2 のとおり）
設置台数	2 台 ※使用済み容器の回収ボックスを含む。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 津島市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営する者に限る。）において 3 年以上の実績を有し、かつ、この公告の日から過去 2 年以内に、自ら管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等（庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地）に設置した実績がある者であること。
- (3) 個人の場合は津島市に住所を有し、法人の場合は愛知県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者であること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有している者であること。
- (5) 市町村住民税の未納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 津島市指名停止取扱要領による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (8) 津島市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再

生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (10) 入札参加を希望する者の間に資本関係、人的関係その他の入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

3 契約上の条件等

別紙「鍊成館及び津島市立図書館自動販売機の設置に係る仕様書」によります。

(1) 貸付契約の内容

この契約は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく市有財産（自動販売機設置場所）の一時貸付（賃貸借契約）とします。

(2) 貸付期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年 7 か月間（更新なし）とします。

(3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する予定貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札した者を設置事業者と決定します。

(4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を 3 か月ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌月 15 日までに売上報告書を甲に提出することとし、本市が発行する納入通知書により、四半期最終月の翌月の月末までに納付していただきます。

なお、令和 5 年度については年度途中からの貸付けとなるため、別途甲の指定する期間での売上報告書を提出し、甲が発行する納入通知書により甲が指定する期日までに貸付料を納付していただきます。

(5) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る専用メーターを設置のうえ、専用メーターの使用量に基づき、本市が発行する納入通知書により毎月指定期日までに納入していただきます。

(6) その他

「鍊成館及び津島市立図書館自動販売機の設置に係る仕様書」、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

4 募集要領等の配布期間

(1) 配布期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月17日（木）まで（ただし、土、日曜日、祝日は除く。）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで

(3) 配布場所

津島市役所2階 津島市教育委員会社会教育課

(4) 配布方法

津島市教育委員会社会教育課で配布するほか、津島市ホームページに掲載します。

5 入札参加申込方法等

入札に参加を希望する者は、募集要領に示す書類を次のとおり提出してください。期限までに提出されない場合は、本入札に参加することはできません。

(1) 受付期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月18日（金）まで（ただし、土、日曜日、祝日は除く。）

(2) 受付時間（直接提出の場合）

午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市教育委員会社会教育課
電話 0567-55-9421

(4) 申込方法

受付期間内に提出書類を提出先へ郵送または直接提出してください。

申込書受理後、担当課から入札申込書控え及び入札書（様式5）を送付します。

(5) 申込みに必要な書類

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、個人の場合は住民票の写し（発行後3か月以内のものに限る）

ウ 令和4年度分の住民税納税証明書（法人の場合は法人の住民税（市町村税）の納税証明書、個人の場合は個人の住民税の納税証明書）

エ 自動販売機設置事業申告書（様式2）

オ 誓約書（様式3）

6 入札等に関する質問

(1) 質問期間

令和5年7月31日（月）から令和5年8月10日（木）まで

- (2) 提出書類
質問書（様式4）
- (3) 提出方法
持参又は電子メールによる。
※電子メールは、必ず提出した旨を電話にて連絡してください。
- (4) 提出場所
〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地
津島市教育委員会社会教育課
電子メールアドレス shakyo@city.tsushima.lg.jp
- (5) 回答方法
すべての質問事項及び回答をまとめ、津島市公式ホームページに掲載する。
（掲載予定日 令和5年8月15日（火））

7 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年8月22日（火） 午後4時
郵送その他の方法による入札は認めません。
- (2) 場所
津島市役所4階中会議室

8 入札について

- (1) 入札書（様式5）について
 - ア 入札書には、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません）の割合です。
 - イ 代理人が入札に参加する場合は、入札書に添えて委任状（様式6）を提出してください。
- (2) 入札保証金
免除とします。
- (3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ア 参加資格のない者のした入札書
 - イ 同一人がした2以上の入札書
 - ウ 入札者が協定してした入札書
 - エ 利用料率その他記載事項が明らかでない入札書
 - オ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- (4) 落札者の決定

ア 予定貸付料率以上の有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

ウ 予定貸付料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により直ちに再度の入札を行います。

エ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(5) 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び貸付料率の割合を、落札者がいないときはその旨を、入札者にお知らせします。また、津島市ホームページで公表します。

9 契約保証金

免除とします。

10 契約の締結

落札者は令和5年8月31日（木）までに契約書に記名押印していただきます。期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなします。

その場合、落札は無効となり本市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

11 その他

(1) 提出された申込書等は返却しません。

(2) 自動販売機の設置、撤去、維持管理（光熱水費等）及び原状回復に関する一切の経費は自動販売機設置事業者の負担となります。

12 問い合わせ先

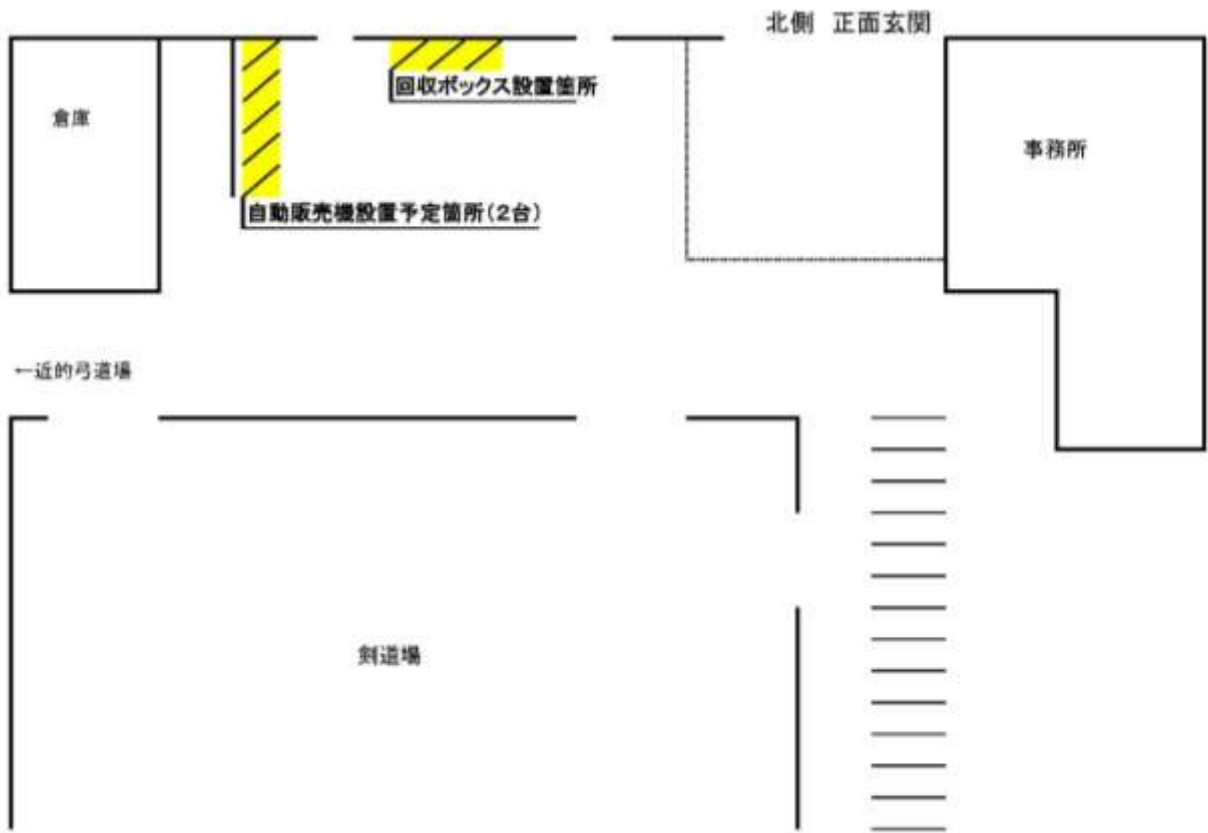
津島市教育委員会社会教育課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

電話 0567-55-9421 電子メールアドレス shakyo@city.tsushima.lg.jp

別紙 1

・ 鍊成館 1 階



別紙 2

・津島市立図書館 1 階

